

伊勢原市市政出前ミーティング実施規程

(目的)

第1条 この訓令は、市の総合計画等に基づき、市政情報を市民にわかりやすく公開し、市民が身近に感じることができる透明性の高い行政を目指すとともに、地域の魅力や地域資源を積極的に発信することで、市民の郷土愛を育み、活力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(実施要件等)

第2条 伊勢原市市政出前ミーティング（以下「市政出前ミーティング」という。）の対象は、市内在住、在勤又は在学の人で構成された10人以上のグループ（以下「グループ」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的に開催すると認められる場合

(2) その他市政出前ミーティングの目的に反すると認められる場合

2 市政出前ミーティングは、原則として、伊勢原市の休日を定める条例（平成元年伊勢原市条例第10号）に規定する休日を除く日の午前9時30分から午後9時までの間で実施し、1テーマ当たり2時間以内とする。

3 市政出前ミーティングのテーマは、原則として、別に定めるメニュー一覧表からグループが選定する。

4 市政出前ミーティングの会場は、市内の実施に支障のない場所で、グループが準備するものとし、会場使用料等が必要な場合はグループが負担するものとする。

(実施方法)

第3条 市政出前ミーティングは、伊勢原市職員等（常勤特別職及び行政委員会等の職員を含む。以下「職員」という。）が会場に出向いてグループが希望するテーマについて説明し、又は指導し、その後、質疑応答や意見交換等を行うものとする。

2 市政出前ミーティングは、市内施設めぐり事業と合わせて実施することができるものとする。

(申込方法)

第4条 市政出前ミーティングの開催を希望するグループは、市政出前ミーティング申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、参加者名簿を添えて開催希望日の2週間前までに市長に提出する。

(実施の調整)

第5条 前条の申込書に基づき、広聴主管課は、テーマの内容、開催日時、実施方法等について、開催テーマを所管する部署（以下「所管部署」という。）

と調整する。

(実施要件等の変更)

第6条 前条の調整により、開催希望に応じられない場合は、広聴主管課は、グループと調整した上で実施要件等を変更できるものとする。

(実施決定)

第7条 市政出前ミーティングの実施内容が確定したときは、市長は、市政出前ミーティング決定通知書(第2号様式)により速やかにグループに通知する。

2 広聴主管課の長は、前項の決定通知書の写しを所管部署の長に送付する。

(職員の派遣)

第8条 市政出前ミーティングに派遣される職員は、原則として管理職とし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告)

第9条 広聴主管課の長は、質疑内容と意見交換の内容を、必要に応じて市長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

市政出前ミーティング申込書

平成	年度
第	号

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

申込者 グループ名

所在地

(連絡先)

Tel

Fax

代表者

住所

Tel

Fax

開催希望日	第1希望	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
	第2希望	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
会場		
希望するテーマ	(コード番号：) ----- (具体的にお書きください。)	
参加予定人数		
備考		

第2号様式（第7条関係）

市政出前ミーティング決定通知書

平成	年度
第	号

平成 年 月 日

様

伊勢原市長（公印省略）

平成 年 月 日付けで申込みのありました市政出前ミーティングを次のとおり実施します。

開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会場	
テーマ	
派遣予定職員	
備考	
注意事項	<p>*この事業は市政への理解を深めていただくため、市民の皆さんと市職員とが、特定テーマについて意見交換を行うもので、苦情や御要望のみを伺う場ではありません。あらかじめ御理解ください。</p> <p>*その場でお答えできない御質問には後日回答させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</p>